營業收益税付加税	372	250	828	1,300	300	695	1,695	330	631
所得税付加税	240	168	398	593	78	1,398	300	240	60
特別地税付加税	603	[illegible]	356	1,300	600	1,120	1,240	110	651
家屋税付加税	—	—	—	10,300	300	3,018	1,620	350	579
營業税付加税	—	—	—	1,300	400	1,012	1,300	350	612
雑種税	—	—	—	1,400	350	1,004	1,354	358	654
戸數割（納税者一人當り）	—	—	—	—	—	10,300	1,350	10,660	
反別割（一反歩當り）	—	—	—	—	—	899,100	140	604	

地方税制改革の件

參考書五

道府縣雑種税（昭和五年度豫算に依る）

下記雑種税を實施せざる府縣

電柱税　東京、山梨、大阪

金庫税　東京、佐賀、沖縄

扇風機税　北海道、青森、東京、京都、大阪、兵庫、山口、愛媛、佐賀、宮崎、沖縄

下記雑種税を實施してゐる府縣—數字は税額を示す

馬券買得税　千葉、新潟、京都、大阪、福岡

軌道税　福島、栃木、埼玉、群馬、神奈川、長野、岐阜、愛知

給仕人税　福島、神奈川、福井、静岡、廣島

溫泉税　青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、石川、山梨、長野、静岡、島根、鳥取、岡山、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿兒島

玉突臺税　北海道、宮城、茨城、群馬、東京、神奈川、石川、山梨、長崎、岐阜、島根、山口、福岡、長崎

蓄音器税　山梨三、八六七　岡山五、八〇〇

廣告税　栃木一、七八七　神奈川一、五一八　静岡三、六〇〇　廣島二、六三二

ゴルフ税　福岡一、二〇〇

地中電線路税　群馬一七七

第十五號　組織運動方針に關する件

黨の擴大、強化と擴大強化せられたる組織に基く闘爭力の強大こそ組織方針の基本目標である。

我等はその爲に次の如き方針を決定せんとするものである

一、黨內部組織の強化

1、地方合同の完成、七月廿日の三黨合同以來地方支部地方聯合會は急速に合同を完成せるも秋田、東京、愛知等に未合同支部を見る。我が全國大衆黨を眞に勞働者、農民、無産市民の戰闘的共同戰線黨たらしむる爲に未合同支部聯合會は直ちに大衆的な合同協議會又は

[illegible]に進ましむる、而してそれを阻止する一切の力を嚴重抗議する

2、集中組織の確立

（民主主義的中央集權組織の確立）

全國大衆黨を勞働者、農民、無産市民の動員組織ならしむる爲に班から指導部に至る組織を完備せしむる。

（一）班、（分會）

工場（職場）に黨員ある場合は工場班（分會）を確立し農村に於ては貧農密集場所部落に部落班（分會）を設け班（分會）長その他の係をおいて機關紙の配布、連絡、情報の傳達、座談會、研究會、等によつて黨の綱領、政策スローガン、指令、達示等を班（分會）員に浸透せしめ支部との連絡を緊密にして支部及我黨の展開する演説會、民衆大會、等の集會に集團的大衆を動員して闘爭に參加せしめねばならぬ

（二）支部、一町村區內の班（分會）を結合して支部を作り直接聯合會、本部と連絡して班を統一指導する、幹部には活動的分子を以て之にあつべきである。

（三）支部協議會（郡、地方）

大衆動員に便利な交通、地勢、行政區劃等によつて支部

地方聯合會を設け、日常闘爭の組織化の爲に支部同志の連絡を緊密にする。

（四）聯合會

聯合會は三府四十三縣中三十二縣その確立を見てゐるが未完成府縣は至急聯合會を確立すべきである。

聯合會執行部は地方に於ける充分なる闘爭を指導する組織でなければならぬ。

執行部としての常任委員、執行委員、各專門部長は事實上闘爭に參加出來る分子によつて構成され闘爭を指導統制すべきである。

（五）中央指導部、關西事務局

活動的な常任執行委員中央執行委員專門部長を以て構成し、之等の幹部はすべて日常闘爭に參加せるものでなければならぬ。且之等の人々は常に各地に出張して、闘爭の指導をなすべきである

中央に於ける各專門部は一日も早く完全に確立せねばならぬ。

（六）財政的方面の確立

黨の組織上の確立を見ても財政的方面の確立なくては闘爭は出來ない、財政の確立は闘爭を一層激化せしむる事